

3 児童生徒の健康診断

学校における健康診断は学校保健安全法に基づき、スクリーニングとして実施される、保健管理の中核的なものである。

健康診断の種類は下記のとおりである。

	実施主体	対象	実施時期
定期健康診断	学校	児童生徒等	毎学年定期
臨時の健康診断	学校	児童生徒等	*
就学時の健康診断	市町村教育委員会	当該市町村の区域内に住所を有するもの	学齢簿が作成された後翌学年の初めから4月前
職員の定期の健康診断	学校の設置者	教職員	学校の設置者が定める適切な時期（ただし、結核については6月30日まで）
職員の臨時の健康診断	学校の設置者	教職員	*

*「臨時の健康診断」(p. 20) 参照

就学前の健康状態については、就学時の健康診断や保健調査等の他に、小学校入学前に幼稚園や保育園、認定こども園等と連携、情報を共有し、就学後の保健管理に活用する。また、転学・進学時も同様に学校間の連携を図り、児童生徒の健康管理に十分配慮する。

高等学校においては、進学・就職後の健康管理を見据え、健康診断の結果、精密検査等の必要性が生じた場合は必ず受診するように生徒本人に指導するとともに、保護者に周知する。また、自身の健康を自己管理できるよう指導する。

児童生徒の健康診断は、学習指導要領の特別活動の学校行事における健康安全・体育的行事に位置付けられている。健康安全・体育的行事については、学習指導要領に「心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。」と示されている。

(1) 児童生徒の定期の健康診断の法的位置付け

<学校教育法>

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

<学校保健安全法>

(児童生徒等の健康診断)

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

<学校保健安全法>

(保健所との連絡)

第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他法令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

＜学校保健安全法施行規則＞

(時期)

第5条 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者については、おおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

(検査の項目)

第6条 (略)

(方法及び技術的基準)

第7条 (略)

(健康診断票)

第8条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童又は生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存しなければならない。ただし、第2項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から5年間とする。

(事後措置)

第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

一 疾病の予防処置を行うこと。

二 必要な医療を受けるよう指示すること。

三 必要な検査、予防接種を受けるよう指示すること。

四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。

五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。

七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。

八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。

九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせで決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

(保健調査)

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年（中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部、高等部を含む。）において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

(2) 臨時の健康診断の実施

<学校保健安全法施行規則>

(臨時の健康診断)

第10条 法第13条第2項の健康診断は次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

(3) 児童生徒の健康診断の目的・役割

- ① 家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、児童生徒等の健康状態を把握する。
- ② 学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てる。

(4) 健康診断実施上の留意点

① 健康診断の実施体制

健康診断は一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、校長の指導の下、保健主事、学級担任、養護教諭等が連携して取り組むことによって、教育的効果を高めることができるように配慮することが重要である。

② 検査の項目

学校保健安全法施行規則に規定された検査項目について実施する。それ以外の項目を学校の判断で加えて実施する場合には、健康診断の趣旨や目的に沿って設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けでないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する。

③ プライバシーの保護及び個人情報の管理

健康診断は、児童生徒等が自分の健康状態を理解するとともに、保護者や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行うことにより、児童生徒等の健康の保持増進を図るものである。その際、検査等を実施する方法や役割分担、ついたてなどの物や人の配置などを工夫したり、補助や記録を児童生徒等にさせて他の児童生徒等に結果が知られたりすることなどのないよう、児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行わなければならない。また、結果の処理や活用の際に、個人が特定される情報が外部に漏れたりすることのないよう、健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮しなければならない。

④ 男女差への配慮

③のプライバシーの保護等に加え、診察や心電図検査等、衣服を脱いで実施するものは、全ての校種・学年で男女別に実施するなどの配慮を行うものとする。

⑤ 臨時の健康診断

学校は児童生徒等が集団で生活する場である。そのため、感染症又は食中毒が発生したときや風水害等により感染症の発生のおそれがあるときは、集団への適切な対応が必要である。

⑥ 学校医との連携

保健調査や日常の健康観察、アンケート等で得た情報は、検査を効率よく進めるため、学校医の補助資料となるようまとめる。

眼科、耳鼻咽喉科の学校医が委嘱されていない学校においては、定期健康診断の際、学校医に検診を依頼することもあるため、四肢の状態の検査、皮膚科の項目などと共に十分な打合せを事前に行う。

(5) 就学時健康診断並びに定期健康診断の検査項目及び実施学年

項目	検診・検査方法			幼稚園	健康診断時の	小学校						中学校			高等学校			大学
						1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
保健調査	アンケート			○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
身長				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
体重				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱・胸郭				◎	◎													
四肢					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
骨・関節																		
視力	視力表	裸眼の者	裸眼視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		眼鏡等をしている者	矯正視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
			裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オーディオメータ			◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△	△
眼の疾病及び異常				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
耳鼻咽喉頭疾患				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
皮膚疾患				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯及び口腔の疾患及び異常				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
結核	問診・学校医による診察					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	エックス線撮影													◎			◎	
	エックス線撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査等					○	○	○	○	○	○	○	○					
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診													○			○	
心臓の疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査			◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	心電図検査			△		◎	△	△	▲	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△
尿	試験紙法	蛋白等	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		糖	△			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
その他の疾病及び異常	臨床医学的検査その他の検査			◎	◎（知能）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(注)◎ ほぼ全員に実施されるもの

○ 必要時または必要者に実施されるもの

△ 検査項目から除くことができるもの

▲ 検査項目から除くことができるが、栃木県における公立学校では検査を実施しているもの

(6) 身長及び体重の測定

事前

- ☐ 校内において日程等を調整
- ☐ 実施計画の作成、職員会議で検討
 - ・職員を計測者に割り当てる
- ☐ 児童生徒・保護者への周知
- ☐ 保健調査の実施
- ☐ 事前準備
 - ・事前指導資料（検査の目的・方法・留意点）
 - ・個人記録票
 - ・身長計、体重計の点検
- ☐ 事前指導

検診時の工夫等 <中学校>

- ・生徒保健委員会の活用（会場準備等）
- ・近隣校から借用し複数台で行う。（時間短縮）
- ・プライバシーの配慮（ついでの利用）
- ・個人記録票を学年ごと色分けしておくと把握しやすい。

- ・服装等：夏の体育着・靴下なしで統一（教室等で更衣をさせて集合）
- ・髪形：身長計の尺柱に結んだ髪があたらないようにする。
- ・順番等諸注意：名簿順または男女別名簿順に静かに並んで待つ。
- ・個人記録票を各自に持たせ提示して計測
- ・検査方法（眼耳水平、背臀部かかとを尺柱につける、記録は小数点第1位で読むこと）を指導
- ・体重計は2年に1度、特定計量器の定期検査を受ける義務がある。定期検査に合格した体重計（合格シール貼附）を使用

事中

- ☐ 会場準備
 - ・身長計、体重計、テーブル、イス ついたて、鉛筆、表示
 - ・検査者に身長計・体重計の使い方、検査方法を指示
- ☐ 全体指導
 - ・計測方法や計測順番、注意点、あいさつ、計測終了後対応等
 - ・計測漏れ者がないように、クラスごと男女別単位で計測を行う。
 - ・プライバシーの保護に配慮する。（ついでて使う 読み上げをしないなど）
 - ・あざ、外傷、火傷の跡などがあった場合は虐待を疑い、担任等に相談

事後

- ☐ 記録票の回収とデータ入力
 - ・机・イスの調整
- ☐ 学校医へ相談し、指導を受ける
 - ・成長曲線・肥満度曲線で発育を評価
 - ・内科検診時の参考
- ☐ 結果通知（成長曲線を利用）
- ☐ 健康相談・栄養指導
 - ・身長・肥満傾向・やせ症
 - ・思春期やせ症、虐待などに留意
- ☐ 未実施者の確認と実施
 - ・担任へ連絡（名簿・期日・場所）

検診時の工夫等 <小学校>

- ・児童は高学年と低学年でペアを組み、会場の移動と測定を実施。（視力・聴力検査も同日実施）

検診時の工夫等 <高等学校>

- ・視力や聴力検査等と共に一斉に測定や検診を実施
- ・体育館等を会場に実施（時間短縮）
- ・欠席者については休み時間等で実施（保健室対応）
- ・会場設営・検診補助で生徒保健委員等が参加

検診時の工夫 <特別支援>

- ・立位が保持できない児童生徒は仰臥位身長計と車いす体重計を使用し、測定
- ・収縮が強く体を伸ばせない場合は、メジャーを使用

(7) 視力検査

事前

事中

事後

- ☐ 校内において日程等を調整
- ☐ 実施計画の作成、職員会議で検討
- ☐ 児童生徒・保護者への周知
- ☐ 保健調査の実施
- ☐ 会場等準備

- ・カーテンを使用し、直射日光が入らないように注意する。検査は明るい室内で行う。指標面は500～1000ルクスとする。
- ・視力表（国際標準に準拠したランドルト環を使用する）から5m離れた位置に白色テープなどで印をつけておく。
- ・遮眼器等、アルコール綿、ティッシュ、（必要に応じて指示棒）

- ☐ 欠席児童生徒の確認

- ☐ 方法

- ・視力表から目までの距離は5mとし、立たせるか椅子にかけさせる。（十分な距離が取れない場合は3m用でも可）
- ・目の高さ指標の高さはほぼ等しく、指標は視線に対し垂直に提示する。並列（字づまり）視力表の場合は、1.0の指標ができるだけ目の高さになるよう配慮する。
- ・最初に、左目を遮眼器等で圧迫しないように、のぞき見していないか注意しながら遮閉する。右目から目を細めないで指標のランドルト環の切れ目を答えさせる。左目についても同様に行う。
- ・はじめに0.3の指標から開始するのを原則とする。上下左右のうち4方向を任意に見させ、指標の提示時間は3～5秒間とする。
- ・眼鏡やコンタクトレンズを常用している者については、裸眼視力を省略することができる。ただし、眼鏡やコンタクトレンズを測定後、裸眼視力を測定することが望ましい。

- ☐ 判定

- ・0.3の指標が4方向のうち正答が2方向以下の場合は「判別できない」とし「D」と判定する。4方向のうち3方向を正答できれば「正しい判別」と判定し、次の指標にうつる。0.7で同じく「判別できない」なら「C」と判定、「正しく判別」できれば1.0の指標にうつる。1.0の指標で同じく「判別出来ない」なら「B」と判定、「正しく判定」できれば「A」と判定する。

- ☐ 再検査

- ・視力B（0.9～0.7）の者は、再検査を行い、再度B以下であれば眼科を受診するよう勧める。

- ☐ 結果通知

- ・児童生徒は、左右どちらか片方が1.0未満である者に受診を勧める。

- ☐ 教室での配慮

- ・視力C（0.6～0.3）、D（0.3未満）の者で、眼鏡の矯正によってもなおAに達しない者については教室の座席を前にするなど配慮が必要である。

- ☐ 未実施者の確認と実施

- ・担任へ連絡（名簿・期日・場所）

検診時の工夫等 <中学校>

- ・検査表の数を増やす。
- ・検査の前日から生活指導を行い、眼精疲労による視力低下を防ぐ。

検診時の工夫等 <小学校>

- ・低学年は、事前にカード形式のランドルト環を学級ごとに配布し、担任が指導する。
- ・学級人数分のディスプレイタイプの遮眼子を使用することにより、時間短縮が可能
- ・立つ位置の床に足型表示を貼り、検査位置を示す。
- ・会場の移動や測定が円滑に行えるように、高学年と低学年の児童でペアを組み実施（視力・聴力検査も同日実施）

検診時の工夫等<特別支援>

- ・ランドルト環での検査が難しい児童生徒用には幼児用視力表を使用する。
- ・指標から5mの位置に机といすを用意し、視力表と同じ柄の絵カードを準備する。
- ・事前に検査の順番を描いたイラストを各教室へ配布

(8) 聴力検査

事前

- ☐ 校内において日程等を調整
- ☐ 実施計画の作成、職員会議で検討
- ☐ オージオメータの準備・点検
- ☐ 保健調査の実施（児童生徒の聞こえの状況を把握）
- ☐ 検査者にオージオメータの使い方や検査方法を指示し、操作方法を確認
- ☐ 事前指導（検査の目的・方法・留意点・耳垢の清掃等）

- ・両耳が出せるように準備し、髪の毛の上からレシーバーを当てないよう指導
- ・小学校4年生及び6年生、中学校2年生、高等学校2年生は検査項目から除くことができる。
- ・オージオメータの確認（JIS規格、専門業者による定期的な校正）

☐ 方法

- ・選別聴力検査は聞こえの良い耳から始める。どちらがよく聞こえるか分からない時は右耳から始める。
- ・受話器を被検査者の耳に密着させる。
- ・1,000HZ 30dbの音を聞かせ、聞こえるかどうか応答させる。
- ・応答が不明瞭なときには断続音を用いて応答を求める。
- ・正確な応答が得られたら4,000HZ 25dbの音を聞かせ応答を確かめる。
- ・応答は応答ボタンを押すか手を挙げるなどの合図で行わせる。

- ・検査は可能な限り静寂な部屋で一人ずつ行うのが望ましい。2個以上の受話器を備えたオージオメータで二人以上を同時に検査することは、誤った結果が生じやすく、難聴者を見逃すことにもなるので避けるべきである。

☐ 判定

応答がなければ難聴の疑いとして結果を健康診断票の聴力の欄にチェックする。

☐ 難聴の疑いの再検査

判定の結果、難聴が疑われた者について再検査を行う場合は、学校医（耳鼻咽喉科）等の直接の指示の下に行う。

☐ 平均聴力の算出

☐ 結果通知

- ☐ 有所見者は専門医療機関の受診を勧める。
- ☐ 難聴の児童生徒の対応について職員に周知
- ☐ 健康相談の実施
- ☐ 心因性難聴のサポート
- ☐ 座席の配慮
- ☐ 未実施者の確認と実施

- ・担任へ連絡（名簿・期日・場所）

事中

事後

検診時の工夫等 <小学校>

- ・検査者の操作する手元が分からないようにする。
- ・検査音の高さや音量、検査方法をオージオメータに貼っておく。
- ・レシーバーの当て方の補助や出入りを指示することにより、検査が円滑に進む。
- ・高学年と低学年の児童でペアを組み、移動や検査を実施する。

検診時の工夫等 <特別支援>

- ・答え方や判定にブザーを使用
- ・口答、挙手、教員の手タッチで合図。
- ・意思表示できない場合は目の動きや表情の変化、嫌がる様子などから読み取る。

検診時の工夫等 <中学校>

- ・近隣校から借用し複数台用意し、検査者を増やすことで時間を短縮する。

(9) 心臓検診

事前

- 検査機関との日程調整
 - 実施計画の作成、職員会議で検討
 - 心臓病調査の実施（番号順に揃えて名簿と共に養護教諭に提出）
 - ・記入漏れは保護者に再確認
 - ・内科検診の結果（小・中学校）と要精検者のチェック及び合計点数を記入
 - 事前指導
 - ・検査の目的と受け方を説明し、真剣な態度で受けさせる。
 - ・検診前1時間は激しい運動は避ける。
 - ・呼吸方法について検査技師の言う通りに息を止めることができるよう練習させる。
- ・服装等：夏の体育着上下、素足（下着・靴下は事前に脱いでおく）
*女子は体育着の上に長袖上着（会場で脱ぐ）
 - ・順番：男女→女男→男女（会場には同性しか入れないように配慮する）
 - ・諸注意：調査票は各自持参させる（個体の間違いを防ぐ）

事中

- 欠席者の確認と調査票の回収
 - ・欠席者の調査票をコピーして名簿と共に検査技師へ渡す。
 - ・欠席者は後日（小・中学校は二次検査時等）実施
 - ・検査を受ける児童へは会場に入る前に心臓病調査票を渡す。
- 男女別出席番号順に実施
 - ・上履きは廊下で脱ぎ、並べておく。
 - ・名前を言って調査票を検査技師に渡し、ベッドに横になり体の力を抜く。
- 次のクラスへは担任（授業担当者）が連絡
 - ・進行具合を見て、間が開かないように早めに連絡する。
- 結果通知
 - ・一次検診の結果、異常を認めた小・中学校の児童生徒は二次検査（高等学校は一次検査のみ）
 - ・有所見者は専門医での精密検査を保護者に連絡し、早期の受診を勧める。

〈医療機関に持参するもの〉

- ・紹介状
- ・心電図等（受診後、学校に返却）
- ・学校生活管理指導表

事後

- 精密検査結果を教育委員会に報告
 - ・心臓検診判定委員会等にて管理区分・管理方針決定
- 学校医及び全教職員が情報を共有
- 「学校心臓病・腎臓病管理カード」を作成（養護教諭）
 - ・進学時は進学先へ送付
- 学校医に報告・相談
 - ・学校生活管理指導表の内容について学校医に相談し、署名を受ける。
 - ・学校生活に留意が必要な場合は全職員に周知
- 継続管理が必要な児童生徒に
心臓手帳を配布

検診時の工夫等 <小学校>

- ・静かな環境で検査が実施できるように、事前に周知し、検診会場・廊下及び校庭の使用を控える。

検診時の工夫等 <高等学校>

- ・事前に時計を外すことを周知する。
- ・女子の下着の着脱のため、更衣場所と時間を学校の実情に合わせて検討し、確保する。

検診時の工夫等 <中学校>

- ・心臓病調査票を学級担任と養護教諭が確認し、記入漏れがないようにする。
- ・男女別の会場で担任等に生徒指導を依頼し、同時進行で実施する。
- ・ついたてを利用し、生徒のプライバシーの保護に配慮する。

検診時の工夫等 <特別支援>

- ・事前指導で、布団ばさみや吸盤・人形を使ってシミュレーションする。
- ・検査中に動くことが想定される児童生徒もいるため、危機管理上、ベットや机は使用せずに畳の部屋で実施する。
- ・数を数えたり、好きな音楽をかけたりして安心して検診を受けることができる環境づくりをする

(10) 腎臓検診

事前

- ☐ 検査機関との日程調整
- ☐ 実施計画の作成、職員会議で検討
- ☐ 事前準備
 - ・ 検診容器・採尿用紙・名簿・名前シールが検査機関から配送される
(必要に応じ、児童生徒名簿を検査機関に事前(4月初旬)送付)
 - ・ 検査容器等クラスごとに分け、配付
- ☐ 事前指導資料作成・家庭通知
 - ・ 採尿の目的・方法・留意点等を児童生徒に事前指導、保護者に周知
 - ・ 長期欠席者(不登校等)については、早めに担任に連絡。家庭訪問等対応を検討
- ☐ 一次検体提出
 - ・ 登校後、朝の会で担任が回収し、名簿順にトレーに置く
 - ・ 未提出者の確認(欠席、忘れ、月経等)
 - ・ 検査機関提出書類(添書・名簿)・トレー用名票に学校名・クラス・検体数

《児童生徒への諸注意》

正確な検査ができるよう、事前指導が重要である。

- ・ 就寝前に排尿する。
(前日に部活動等の運動を行った場合は必ず排尿してから寝る。)
- ・ ビタミンC含有量の多い食品やドリンク等は摂取しない。
- ・ 起床第1尿を採取(中間尿(排尿途中の尿)を採取)
- ・ 月経中の女子生徒は採尿を避ける。

※参照「早朝起床第一尿の正しい採り方」(p. 28～29)

《学校での保管》

- ・ 直射日光を避け、涼しい場所に検体を保管する。

事中

- ☐ 二次検診の案内・通知
- ☐ 二次検体提出 (一次未提出者と一次有所見者)
- ☐ 予備日対象者の確認

事後

- ☐ 腎臓検診判定委員会等にて暫定診断
- ☐ 結果通知
 - ・ 緊急性のある場合は検査機関から連絡有り。
 - ・ 有所見者は学校医に相談の上、専門医・指定医療機関等での精密検査を保護者に連絡(検査機関からの書類(「医療機関への紹介状」と「学校生活管理指導表」)と学校からの結果通知を持参の上、医療機関の早期受診を勧める。)
- ☐ 精密検査結果を教育委員会に報告
 - ・ 腎臓検診判定委員会にて管理区分・管理方針決定
- ☐ 学校生活管理指導表(病名・管理区分・学校生活上の留意点)にて管理
- ☐ 「学校心臓病・腎臓病管理カード」を作成(養護教諭)
- ☐ 学校医に報告
 - ・ 学校生活に留意が必要な場合は全職員に周知
- ☐ 腎臓手帳を保護者に配付
- ☐ 学校生活管理指導表にて継続管理
 - ・ 進学時は進学先送付

検診時の工夫等 <小学校>

- ・担任に協力してもらい、検査を行う委託業者からの番号入りのシールに名前を入れて容器に貼り、配付する。
- ・前日の生活管理は、発達段階に応じて指導できるよう、保健だよりと共に学年だよりでも周知する。
- ・大規模校では、回収に時間がかかるため、各教室でトレイに番号順に並べてきてもらい、保健室で通し番号順に並べかえる。(トレイはクラス数分用意し、全体のラックにも10本おきの番号を事前に記入しておく。)
- ・大規模校では、ボール置き用ラック等を用い、場所を確保する。



安全のため、
棚は固定する。

検診時の工夫等 <中学校>

- ・児童生徒保健委員会の活用(事前準備)
その場合は事前指導を行う。
- ・未提出者確認のため、名前シールは教室の黒板に貼っておき、検体をトレーに入れる時に、自分で貼らせる。
- ・忘れ防止のため、前日にメール配信にて保護者へ通知する。
- ・朝会等を活用し、腎臓検診についての必要性や採取の留意点を指導する。
- ・不登校等の生徒には保護者の協力を依頼する。

検診時の工夫等 <特別支援(知的障害)>

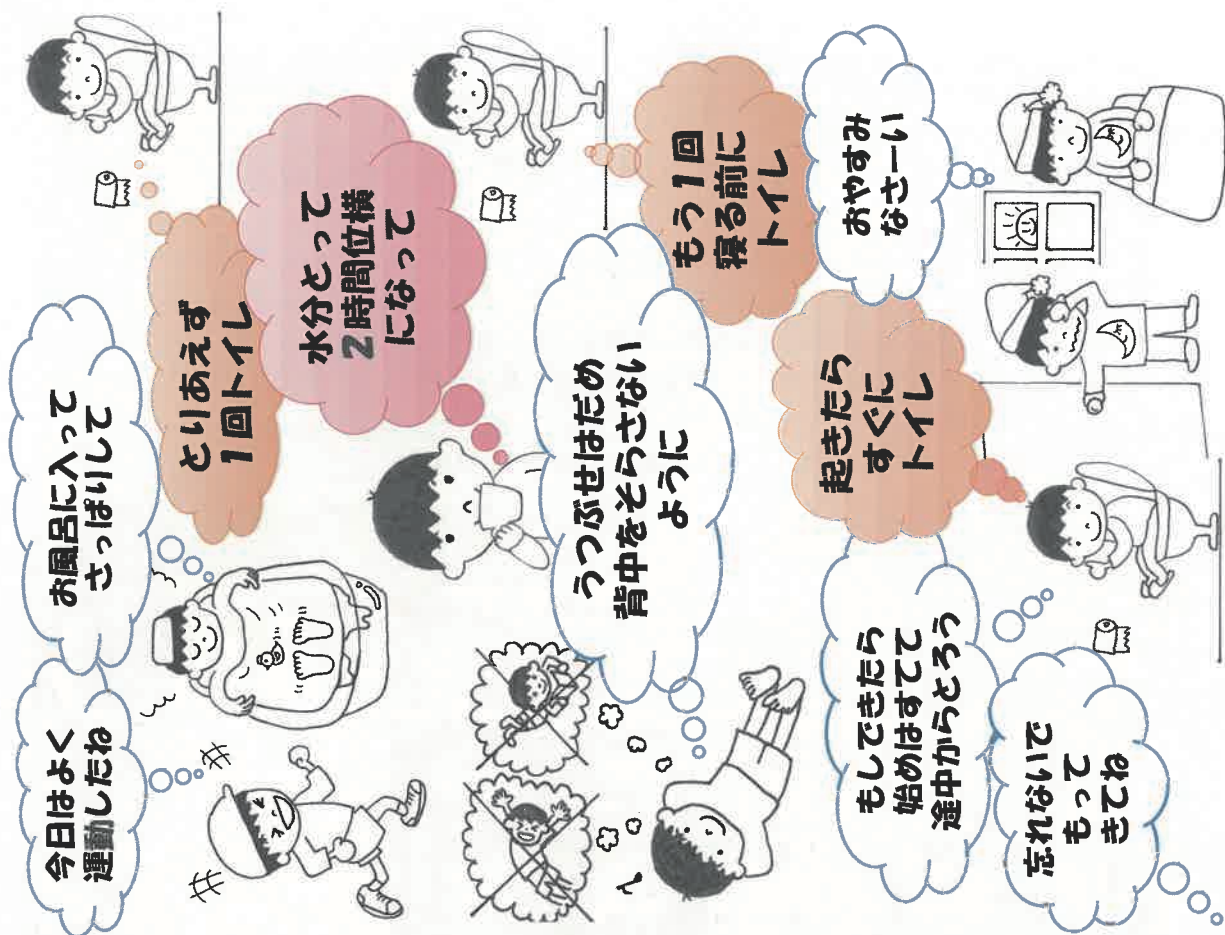
- ・トイレで採尿することが難しい児童生徒は小児用男女・成人男子用採尿バックを利用しているが、過敏な児童生徒では、採尿バックがついていると排尿しないことがある。脱脂綿を3~4cm幅の短冊にして、ガーゼで包む。おむつの上にこのパッドを敷いて採尿をしている。

検診時の工夫等 <高等学校>

- ・月経中の女子生徒は採尿を避け、予備日等の連絡をする。

早期起床第一尿の正しい採り方

- ・ 検尿前夜は入浴し、排尿部を清潔にする
- ・ 一度排尿してから、水を約100ml飲んで2時間くらい横になって休み、
 - 検尿前日の日中から夕方に激しい運動をした場合は、必ず行ってください
 - 背中をそらさないように横になっていてください
- ・ もう一度、必ず就寝前排尿してから寝ましょう
 - ・ もし寝入ってしまったら、起こしてもらって排尿しましょう
- ・ 起床時に伸びをしないでください
- ・ 起床直後トイレに直行して採尿しましょう
- ・ できれば、出始めは少し捨てて、中間尿（排尿途中の尿）を採尿しましょう



なぜ、尿の採り方に注意が必要なのでしょうか？

- 体位性蛋白尿のでる人は、激しく運動したり、背中をそらして腎臓を圧迫するような仕草、あるいは立っているだけで蛋白尿がでてしまいます。安静にしている時につくられる尿には蛋白がでないことを確認する必要があります。体位性蛋白尿は病気ではありません。正確な診断のため、採尿方法に注意して真の早朝尿をとりましょう。
- 運動時に産生された尿が、就寝前排尿しても腎臓に残っていることがあります。検尿の前日、クラブ活動で夜まで運動していたり、激しい運動をした場合、運動時に作られた尿をすべて排泄し、安静時に産生された尿だけを採りましょう。
- 入浴後とりあえず一度排尿し、水を約100ml飲んで、2時間位安静にしてからもう一度排尿してください。これで運動時に産生された尿を腎臓から完全に排泄しておきましょう。
- もし、そのまま寝入ってしまっても、夜中に起きて排尿すればよいでしょう。あるいは、2～3時間の安静がとれた頃、親御さんに起こしてもらって排尿して下さい。
- 背伸びをしただけでも、腎臓が圧迫されて蛋白尿がでることがあります。起床時に背伸びをする習慣のあるお子さんには、起こすとき注意してみてください。
- 朝起床後すぐに採尿しないと、動いた時の尿が混ざってしまいます。起きたらトイレに直行してください。
- 中間尿（つまり出始めと出終わりの尿を混ぜないで採った尿）で、尿道や陰部の汚れ（白血球や蛋白）の混入を防ぎます。
- 入浴して清潔にすることも汚れを混ぜないために必要です。前日は、早めに入浴をすませ安静時間をつくりましょう。
- ビタミンCや糖分を多く含むものをとると、潜血反応が偽陰性になること、糖尿がでることがあるので、前日過剰な摂取はさけてください。

栃木県学校検尿2015